# 介護保険負担限度額認定更新手続きのお知らせ

現在お持ちの「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、令和5年7月31日までとなっています。引き続き認定が必要な場合は、申請をしてください。

## ●更新申請に必要なもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書(同封している「みずいろ」の申請書)
- ② 通帳など預貯金等が確認できるもの
  - \*被保険者本人及びその配偶者名義のもの全て必要です。
  - \*通帳等が複数ある場合は全ての通帳等(詳しくは裏面をご覧ください。)
  - \*生活保護を受給している人は不要。

#### 個人番号(マイナンバー)を記入したら(不明の場合は記入不要です)

- ③ 個人番号 (マイナンバー) を確認できるもの (被保険者本人)
- ④ 本人確認ができるもの(被保険者本人及び代理で申請する人) \*介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、運転免許証など



#### ・成年後見人等による申請の場合は

⑤ 成年後見人等による申請は、成年後見人等であることの証明書の写し

## ●申請方法

**窓口** ①の原本、②~⑤のコピーを下記窓口にご持参のうえ申請してください。

※コピーが難しい人は窓口にお申し出ください。

- 浜田市役所 健康医療対策課(本庁舎1階 ⑨番窓口) 各支所 市民福祉課
- ・江津市役所 高齢者障がい者福祉課 桜江支所 総務係

郵送 「浜田地区広域行政組合介護保険課」宛にお送りください。

- \*①の原本、②~⑤のコピーを同封してください。
- \*<u>通帳のコピーには提出時点での残高部分にマーカーをしてください。</u>

(通帳のコピーの仕方は「更新申請のお知らせ」裏面をご覧ください。)

# ●提出期限

令和5年7月31日(月)

\*提出期限を過ぎても8月中に申請されれば、8月1日からの認定となります。

## ●認定有効期間 開始日の考え方

更新の手続きの場合、6 月から 8 月までに申請された場合は「令和 5 年 8 月 1 日」から、9 月に申請された場合は「令和 5 年 9 月 1 日」からの認定となります。

(申請された月の1日からとなります。)

[ 裏面もご覧ください ]

### ●通帳など預貯金等が確認できるもの

本人名義のもの、配偶者名義のものすべてが必要です。

生活保護を受給している人は不要です。

預貯金に含まれるもの	必要書類
預貯金(普通・定期)	<ul> <li>通帳、定期預金証書等、全ての通帳等の写し</li> <li>※年金振込の通帳のみではありません。</li> <li>○銀行等の名称、支店名、口座番号、名義の確認できる部分(通帳の見開き部分)</li> <li>○最終記帳日が申請日から2か月以内で、過去2か月の取引状況が確認できる部分</li> <li>*年金受取口座は、振込みが確認できる部分</li> </ul>
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(過去2か月まで)
出資金 (JA、信用組合等)	出資金証書や出資金残高証明書の写し
金・銀(積立購入を含む)など、	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し
タンス貯金(現金)	不要(自己申告)
負債(借入金・住宅ローン)	借用証書など

※「預貯金等」に含まれないものは以下のとおりです。

生命保険、自動車、腕時計・時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画・骨董品・家財などその他効果が価値のあるもの

- ※負債(借入金、住宅ローン等)は預貯金から差し引きます。
- ※通帳等のコピーのし忘れが多発しています。
  - 例) JA バンクの「カケコミ」

JAバンクの「出資金」

各種金融機関の担保用定期預貯金(総合口座の後ろにある定期預貯金)

※もし通帳等の所在がわからない場合は、介護保険課から金融機関へ問い合わせが可能ですので、申請書を提出される際に金融機関名や支店名を控えたものをご持参ください。

令和5年6月作成

#### 【問い合わせ先・郵送先】

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 浜田市役所北分庁舎1階 浜田地区広域行政組合 介護保険課 給付指導係 電話 0855-25-1520